

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和4年2月25日（金曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後0時4分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 田村 繁巳 副委員長 朝野 和隆 委 員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	調査係長 中川 真理 議事係主任 橋本 圭司		
出席説明員	【教育委員会】 教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 入江 卓司 教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀 学校教育課課長補佐 西尾 靖子 総合教育センター所長 安田 直人 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷村 彰彦 文化財課長 佐々木敏彦 文化財課課長補佐 佐々木孝文 生涯学習・スポーツ課長 中原 登 生涯学習・スポーツ課課長補佐 小谷 昇一 生涯学習・スポーツ施設係長 岸本 和也 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 川上 哲実 さじアストロパーク所長 宮本 敦 中央図書館長 長本 次郎 中央図書館副館長 大角 正道		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時57分 開会

【教育委員会】

◆田村繁巳委員長 ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、教育委員会に関する先議分議案の審査を採決まで行い、それ以外の議案の説明、報告を受けたのち、令和4年度当初予算の説明を受けることといたします。なお、昨日と同様に令和4年度当初予算関係議案につきましては、予算審査特別委員会文教経済分科会での審査を行いますので御承知おきください。

それでは教育委員会の審査に入ります。初めに尾室教育長に御挨拶をいただきたいと思ます。尾室教育長。

○尾室高志教育長 皆さんおはようございます。教育長の尾室高志です。本日は文教経済委員会の開催をいただきありがとうございます。御承知のとおり、年が明けましてからコロナの猛威が続いております。学校におきましても連日のように陽性者が出ておりまして、今年になってから延べ47校の学校が休校を余儀なくされています。本日も小学校では米里、明德、それから富桑、中ノ郷、美保南、日進の6つの小学校が休業しておりますし、中学校では北中が休業という状況になっております。今のところ授業の進捗等に影響はないというふうに各学校から聞いておりまして、予定どおりこの後、春休みに向っていくということでありまして、ただ、この間、高校入試、また卒業式等がありますので、より一層の感染対策等に努めながら学校の授業、また活動等をしっかり行えるように我々もバックアップしていきたいというふうに考えているところであります。

本日の委員会におきましては、先議分といたしまして補正予算約3億4,000万余りの増額をお願いするものでございます。また、付議案63号は工事請負契約の変更でございます。さらに議案第45号の鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正並びに議案第52号の鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について議案説明をさせていただきたいと思ます。そのほか報告3件を予定しておりますし、その後の予算審査特別委員会の分科会におきましては、令和4年度の一般会計予算について御説明申し上げたいと思ます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆田村繁巳委員長 それでは先議分の議案審査を行います。

議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。令和3年度一般会計補正予算案、教育委員会の所管に属する部分についてお配りしております文教経済委員会資料で御説明させていただきます。歳入予算については、歳出予算を説明する中で必要に応じて触れさせていただきます。

2月補正につきましては事業実績見込額の確定による増減が中心となっております。それから新型コロナウイルス感染症に伴うものも含めまして、単純増減のものについては省略させていただくこととしまして、特別な理由があるものや別途新たな補正が必要になった項目を中心に御説明させていただきます。

では、資料5ページをお開きください。1段目、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費1番

放課後児童対策事業費でございます。予算書は89ページになります。補正額4,970万8,000円になります。内容としましては令和2年度分子ども・子育て支援交付金の国への返還金1,877万円、それから令和元年度分同様の交付金の返金2,000円、令和2年度分コロナ感染症緊急包括支援補助金の県への返還金は3,362万7,000円となっています。これらは新型コロナウイルス感染症に関わります衛生用品の購入や一斉臨時休業時に長期休業と同様に午前中から開所したことによる必要経費に対する国や県からの補助でございまして、返還するものでございます。次に令和2年度分子ども・子育て支援体制整備補助金の国への返還金1万2,000円、これは児童クラブ支援員の研修に係る経費となっております。次に令和2年度分保育対策総合支援事業費補助金の国への返還金7万4,000円、これは児童クラブアドバイザーに関わる経費になります。その他は事業実績見込みによります減額で、放課後児童クラブの委託料等が当初予定より減額となったものでございます。

続きまして資料の6ページ中段になります。10番修学旅行等支援事業費でございます。補正額622万円の減でございます。これは県内の就学旅行等郊外学習でバスを借り上げた場合に1台15万円を上限として学校に対して補助をした経費と、それから修学旅行のキャンセル料が発生した場合の補助になります。本年度はキャンセルした学校はございませんでした。

学校教育課関係は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 安田所長。

○安田直人総合教育センター所長 総合教育センター安田でございます。続きまして資料の6ページ、6番の児童生徒交流体験事業費でございます。これは本市の姉妹都市であります姫路市、これは中学生、それから郡山市とは小学生が交流を深めている事業でございますが、本年度はコロナ禍のためにそれぞれがオンラインでの交流ということで実施をいたしました。また、中山間地域でのふるさと体験活動では2泊といったような予定でございましたけれども、同じくコロナ禍ということでありまして、1泊にするなど、規模を縮小して実施したということがございます。したがって604万3,000円の減額となったものでございます。

続きまして11番GIGAスクール構想事業費でございます。これにつきましては普通教室や放課後児童クラブの活動場所として活用するために、現在のコンピューター室からパソコン等を撤去する経費に271万1,000円、併せて新年度普通学級の増設などに伴うアクセスポイントの設置が必要となってきますが、これに要する費用に263万5,000円を計上しています。事業目的で使う場合の著作権の補償金減額などによりまして事業費全体としましては126万6,000円の減額補正となっています。以上です。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。資料のほうは7ページ一番上の学校維持補修費（小学校大規模）になります。補正額として880万計上しております。これにつきましては、以前、富桑小学校で受水槽の修繕ということで、補正で上げさせていただいたんですけども、定期点検で同様の似たような症状が出ているものにつきまして、業者の方にちょっと確認をしていただきました。今後、給水に支障が出ると困るということでのものでございます。表層パネル等のひび割れなどから明治小学校の受水槽につきましては、緊急に対応が

必要ということで今回の補正に上げさせていただいております。全額繰越しということで、後でまたそれについてはお話させていただきたいと思っております。

教育振興費、5番特別教室等整備費（小学校）ということでございます。これは来年度、特別支援学級等の増設、新規等が大体見込まれてきております。それに伴いまして教室の修繕や備品購入を行うものでございます。教室の修繕につきましてが1,276万1,000円で8校、備品購入が10校555万7,000円、トータルで1,831万8,000円補正するものでございます。

資料は次のページ8ページに移ります。上から2番目でございます。小学校大規模改造事業（令和3年度国1次補正）ということでございます。これは国の1次補正に呼応しまして大正小学校のトイレ改修整備を前倒しで実施するものでございます。5,823万7,000円ということで、国庫補助金が1,314万1,000円ということで、起債が4,450万円ということでこれも繰越しということで考えております。これも後ほど繰越しについては御説明させていただきます。

続きまして9ページ一番上の特別教室等整備費ということで中学校分でございます。補正額が569万2,000円ということで、先ほど小学校のところでも出ておりました。同様の案件でございます。特別支援学級の見込みが立っておりますので、それに伴います教室の修繕や備品購入費等でございます。教室の修繕等が192万円で4校、備品購入が377万2,000円で7校ということになっております。

続きまして学校建設費の2番中学校大規模改造事業（令和3年度国1次補正）というものでございます。これにつきましては2つ案件がございます。1つが湖東中学校の長寿命化改良の前倒し分、これが5億7,086万5,000円ということと、青谷中学校の管理特別教室棟のトイレ改修整備事業の前倒し分ということで、これが2,087万8,000円ということでございます。

湖東中学校分につきましては債務負担と説明資料がございます。債務負担と説明資料のほうも併せて詳しく説明させていただきたいと思っております。債務負担行為の概要が15ページ、この湖東中学校の大規模改修の事業の詳細については資料の16ページのほうに記載しております。資料の16ページのほうをまず御覧いただけたらと思っております。12月に仮設校舎のリースということで簡単に御説明をしたところでございますが、再度お話させていただきたいと思っております。事業概要としまして、湖東中学校につきましては昭和53年から平成4年に建築されたということで、老朽化が進行していることから長寿命化改良工事を行うというものでございます。

I期工事とII期工事ということで、今回前倒しで予算として上げさせていただいておりますが、実際の事業実施としては、I期工事としては4年から5年、II期工事としては5年から6年ということで考えております。I期工事、そこに3棟記載しております。トータルで4,013平方メートル、II期工事、これにつきましては3,613平方メートルということで、I期工事とII期工事合わせまして7,626平方メートルということになっております。全体工事費、これは工事費と工事管理費を含めたものでございます。23億2,754万4,000円でございます。それから2月補正分を引いたものが債務負担の限度額ということで18億6,929万9,000円ということでございます。スケジュールについてはそこに簡単に書いてあるとおりでございます。1つ戻っていただきまして15ページのほうに債務負担の概要ということで記載しております。限度額は18億6,929万9,000円ということで、今回の補正の分を除いた金額が限度額として上がってお

りまして、令和4年から令和6年までということで上げております。財源としまして、国庫が2億6,000万余り、起債が12億8,000万余りということでございます。事業の内容、そこに事業費は書いております。Ⅰ期工事が約12億、Ⅱ期工事が11億ということでトータルの金額としてはそこに書いてある金額で、細かい金額としたらそちらのとおりでございます。

今後の取組というところを御覧いただけたらと思います。Ⅰ期工事が令和4年から令和5年、Ⅰ期工事が終了しましたら引っ越しをしまして、令和5年から令和6年に長寿命化のⅡ期工事ということで進めることとしております。

教育総務課につきましては以上でございます。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木俊彦文化財課長 文化財課佐々木です。資料の11ページのほう御覧ください。社会教育費、文化財保護費14番の因幡万葉歴史博物館管理費でございます。補正額は339万3,000円でございます。鳥取市因幡万葉歴史館は昨年7月の大雨によりまして雨どいなどが破損されてしまったため、施設内への雨漏りが生じました。9月補正予算で57万円計上させていただきましたけれども、その後の調査によりまして破損箇所が建物全体の雨どいに及ぶことが判明したことにより、改めて330万2,000円の予算を計上させていただいております。また、これとは別に常設展示室の空調機の修繕に9万1,000円要したことから、合わせまして339万3,000円の歳出予算の増額をお願いするものでございます。なお、雨どいの修繕に関しましては、財源といたしまして建物損害共済金が修繕費の2分の1拠出されますので、それを充当することといたします。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。資料12ページのほうお願いいたします。5保健体育費、目が3学校給食費、この3番目の一般管理費（学校給食センター）です。補正額718万円の減額でございます。主に2点ございまして、1点目ですが、この資料右側に記載しておりますとおり、4つの学校給食センターのうち、5か所修繕が必要な部分がございます。緊急的に対応をさせていただき、既存の予算をひとまず流用をし、このたび補正予算として計上するものでございますが、こちらが合計150万5,000円でございます。

2点目です。学校給食センター整備計画、こちらの策定を現在、昨年度より進めておるところでございますが、今年度当初では事業手法など調査業務の委託を予定しておりまして、この経費868万5,000円を計上しておりましたが、こちらを減額するものでございます。こちらは本年度内にセンターの建設候補予定地を決定することが困難となったためございまして、こちらの委託費をこのたび減額し、改めて来年度の予算へ計上させていただくものでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。13ページの真ん中より少し下なんですけど、キャンプ地誘致推進事業費でございます。こちらのほうにつきましては新型コロナウイルスの関係で1年延期ということで、昨年、東京オリンピック・パラリンピックのほうが開催されております。それで、このオリ・パラに向けまして本市のほうでジャマイカ選手団等

の事前キャンプを受け入れる予定ということで予算計上しておりましたが、残念ながら事前キャンプは中止ということで、その経費について減額補正するものでございます。

次に、次の行ですけど、ワールドマスターズゲームズ2021関西大会開催事業費でございます。これも減額補正ということで、960万8,000円の減額補正ということでございます。これはオリンピックの翌年に国際大会ということで、ワールドマスターズゲームズが開催されることになっておりますけど、昨年5月の予定が1年延期ということで、今年の5月ということになっておりましたが、再々延期ということでそれにかかった経費というものを減額補正するものでございます。次の再々延期の予定ですけど、まだ決定がなされておられません。今後IMG Aという国際マスターズゲームズ協会等との協議がなされて開催日が決定をされるということでございます。今回減額補正させていただきますけど、引き続き実行委員会というのは組織をしましてPR活動、機運の醸成等々行っていくというふうにしております。これについては基金を積み立てて開催を支援していくというものでございます。

あわせて、歳入の補正予算も御説明させていただきたいと思います。ちょっと3ページのほうにお戻りいただきたいと思います。3ページの下から5つ目でございます。WMG再延期に伴う返還金ということで、ワールドマスターズの再延期に伴って返還金ということで市のほうに1,405万5,000円雑入ということで補正予算を計上させていただいております。これにつきましては令和2年度に実行委員会のほうに負担金ということで実支出しておりましたが、広報費等の必要経費を除いた部分を返還金ということで1,405万5,000円歳入として計上させていただいております。

次に13ページに、すみません、また戻っていただきたいと思います。13ページの下から2つ目でございます。体育施設管理費でございます。こちらにつきましては増額補正の57万4,000円でございます。これにつきましては右の欄を御覧いただきたいと思うんですけど、体育施設の緊急修繕に要する経費ということで、河原町の総合体育館の屋内消火栓修繕、バードスタジアムの消火栓ホースの取替えということで57万4,000円補正予算ということで計上させていただいております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 14ページになります。繰越明許費でございます。一番上、学校維持補修費（小学校・大規模）ということで、先ほどちょっと御説明申し上げましたが、明治小学校の受水槽に関わる修繕でございます。今回、補正分全額繰越しということでさせていただいております。これは適正工期を確保するというところでございます。

その次は小学校大規模改造事業ということでございます。これにつきましても、全額繰越しということでございます。大正小学校のトイレ改修整備ということでございます。

中学校費、学校建設費ということで中学校大規模改造事業ということでございます。これも国の補正予算に呼応するというところで、今回、補正分を全額繰越しということでございます。内容としましては湖東中学校長寿命化と青谷中学校のトイレ改修というところでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。同じく14ページの社会教育費、そこ、社会教育活動費になっておりますが、文化財保護費でございます。修正をお願いいたします。1番の史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金でございますが、こちら、今年度池田家墓所内の排水路の基本設計及び水路の実設計を行ってございましたが、昨年7月の豪雨で被害が生じた水路につきましては、改めて地質等の周辺状況を再調査したことによりまして、設計修正が必要となりまして、事業の進捗に遅れが生じたことから補正をお願いするものでございます。

2番目の上寺地遺跡管理事業費でございますが、青谷上寺地遺跡の整備に当たりまして、遺跡から流れ出す水の対策について地元住民から要望がありまして、関係機関と調整を図り、対策を検討する期間が発生したことから年度内での予算の執行が困難となるため、繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい、御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 そうしましたら、ちょっと何点か質問させていただきます。

まず、大正小学校のトイレ改修の補正額が5,800万というかなり大きな金額です。これの内容をちょっと教えてやってください。

それから中学校の大規模改造事業費ということで先ほど説明がありました。湖東中学校の改修ですけども、この事業内容を見ますと、第Ⅰ期工事、Ⅱ期工事ということで教室棟が昭和53年建築ということで、一番古いので建築後44年。それでこれは新耐震基準、その後の分についてはいわゆる耐震基準には合っているかどうかということ、それからもう1点は、全体の工事費が23億2,700万円という大変大きな事業費です。いわゆるこの長寿命化ということで23億のような大きな金額がかかるのであるならば、言ってみれば、新たな新しく立て替えてもそんなに金額は変わらないかなというふうに私は思うわけで、素人ですから分かりませんよ、分かりませんが、その中であえてこれを長寿命化するというのは、言ってみれば例えば国からの補助金等々の中でそれが新しく立て替えるということが出来るか、出来ないかというようなこともあったのかというふうに推察するわけですけども、その辺りのことについて、ちょっと説明をお願いします。

それから給食ですけども、減額の補正でいわゆる給食ができなかったということで、コロナ関係でそういったこともあるのかなというふうに思いますけども、契約している業者ですね、これっていうのは、このたびもそれこそ毎日のように学校が休業になってくると。となってくると、たちまち給食はそこでストップなわけですけども、発注していた食材ですね、そういったものはどうしておられるのか、そのことについてお伺いします。以上です。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 1点目が大正小学校のトイレ改修ということで、事業の中身ということだったと思います。大正小学校につきましては既存のトイレを撤去します。30基ございます。それをまず洋式化ということで、多目的トイレも1か所含んだところで31新設をするということでございます。あと、下地といいますか、今、湿式なのを乾式に直すといったようなところがございます。それでこの事業費ということになっております。

2点目が中学校大規模事業費ということで、湖東中学校の分でございます。事業の経過といえますか、長寿命化、新增設のほうがいいじゃないかといったようなお話だったと思います。まず、耐震につきましては小中学校みんな耐震補強ということで一度国庫が入っております。そういったこととか、あと新增設した場合の単価等ちょっと比べまして長寿命化のほう安くつくといえますか、今後の補助金とかトータル的に考えまして長寿命化ということで考えております。

ちょっと比較としまして、概算でございますけども、単価をちょっと比較しております。似たようなところで、江山学園のほうが一部長寿命化と併せて増築をしております。これが、江山学園の増築の平米単価が大体42万6,000円程度でございます。対しまして、湖東中学校の長寿命化が大体30万程度ということで、かなり安く抑えられているということがございまして、そういった点を踏まえまして長寿命化ということで考えております。

説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。給食の急遽のストップに対する契約業者への対応、その発注食材どうしているかということでお尋ねいただいたのですが、ありがとうございます。直接市のほうが業者と契約しとるということではなく、鳥取市旧市内にしておりますが、学校給食会というところに鳥取市から委託をし、学校給食会のほうが入札をし、業者選定をしております。いわゆる仲介ということにはなるんですが、こちらのほうから休校が分かり次第、即昼夜を問わず連絡を学校給食会のほうの事務局の長にさせていただいております。そちらのほうからそれぞれの発注している業者への確認をさせていただいております。こちらのほうが早めに分かる場合と例えば急遽に明日という場合がございます。それは様々なんですが、そここのところは学校給食会のほうが調整をした後に、これはちょっと調整が難しいということであれば、無理はしないでいただいているところなんですが、鳥取市のほうで買上げし、今日もですが、例えば、お米であったとしてもこども食堂のほうに今日も持って行かせていただいたり、そこら辺は調整をしておるところなんですが、ただ、このコロナの状況も長く続いておりますので、このままでは、もしかしたらその業者のほうが少し無理をさせていただいたりしておるのかなということを危惧しまして、鳥取市学校給食会のほうと先日から例えば、お肉ですとか、魚ですとか、冷凍物ですと割とやり取りがしやすいとは思いますが、生鮮物ですとなかなか急遽ということになりますと、ほかに転売ができにくいものが多く出てくると察します。その辺りこれについては、例えば前日の何時までに入った情報ですと、ストップが可能かどうか、業者も確認中なんですが、ストップをさせていただく、それ以降は買い取る、そういった例えば、肉でしたら前々日のとか、こういったところ取決めを今しておる最中でございます。もう間もなくこのやり取りを確定しまして、各業者の方々に告示をさせていただこうとするとところでございます。基本的には無理をせず買い取るというスタイルでさせていただいておるところではございますが、今後は、先ほど申し上げたようなそういったやり方をさせていただこうとするとところでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。給食のほうは今、課長言われたように、いわゆる加工したもんとか、何か生鮮物についてはそのキャンセルが利くか利かないかでちょっとよく分からないんですけども、いずれにしても、もうそれこそ業者にとっては翌日の納入について前の日に明日はないよということになってもなかなか困るわけでして、その辺りの、これは直接鳥取市がそれこそ契約している話じゃないんで、給食会のほうでの業者との契約でしょうけれども、その辺りの業者が最大限そういった、困らないっていうかね、影響がないような形を取っていただければというふうに思いますし、その辺りよろしくをお願いします。

それからトイレの改修ですけども、今さっき31基って言ったんですけども、結局これは全く今まで使っているトイレを全部改修して新たなトイレにということで、これ学校全体のトイレを改修するというので理解したらよろしいでしょうか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 校舎全部のトイレ全部を改修するというのでよろしいです。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今まで各学校等々でトイレ改修っていうのは時々あるんですけども、例えば、その1階のトイレを改修するとか、2階とか、あるいはというようなことがその説明が時々あったんですけど、今回は全体を改修するというので、かなり大きな改修なんですけれども、その辺りの考え方っていうのはどうなんだろうね。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 先ほど校舎全部というような形で、配管を含めて全部替えるということでございます。時々1階だけとか、2階だけとかいうようなのがありますけど、それは例えば、管とかいったようなものまた使えるような状態で、2階部分だけとか、1階部分だけとか、部分補修でいいものだけをそういう形で補修をさせていただいているところがございます。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりました。ということは、想像するに大正小学校っていうのはトイレだけじゃなくて、どうもほかの建物もかなり厳しいんじゃないかなんかということは想像できます。そのことだけは申し上げておきます。

それから中学校の大規模改修については理解をしました。単価が違うということですけども、これ見ると大体その築後44年以降に建っている建物なんですわね。だから、比較的新しいっていやあ新しいんかもしらんけれども、そういった状況の中でその大規模改修をするというのは、今後そういった学校も出てくるだろうけども、基準をちょっと教えてやってください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 基本的には築後大体40年程度ですね。そういったもので、今、校区再編とかいったようなところも含めていますので、そういった点も踏まえまして今後も長期的に見込まれるような校舎について改修していくということと、あと、緊急性といったようなところがございます。同じ築年数であってもやっぱり劣化の早いようなところもありますので、そういった点を総合的に加味して建築順位を決めていくということでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、上杉委員のほうから質問があったんですけども、ちょっと教えてください。小学校、中学校、義務教育学校の耐震補強っていいですか、耐震工事っていうのは、もう済んでおるという理解でいいんですね。それで今あったんですが、いわゆる大規模改造、今、どういった基準があるのかっていう質問もあったんですけども、先ほどもあったように、当然想定をされておると思うんですけども、今後どの程度の大規模改造が予想されておるのか、恐らく年次計画を立ててやられるでしょうけれども、そこら辺りの改造計画の考え方っていうか、具体的に今後計画をしていかななくてはならないという学校が何校あって、小学校、中学校、そういった考え方がもしあるようであれば教えてください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 大規模改造事業の細かい考え方ということでございます。市内、小中学校・義務教育学校含めてたくさんございますので、それでかなり年数が経過している学校がございます。それで、修繕もいろいろと手を加えないといけないような部分もございますが、なかなかそこまでできていないところも一部はございます。そうした場合に市のほうの考え方でございますけども、修繕費、要は年間当たりのトータルの事業費といったようなところを考えまして、大体毎年同じような事業費になるような形で修繕計画を考えております。今回湖東は面積が大きいということと、事業費の平準化を図るということで3か年に分けてやったということでございます。

ですから、湖東が終わったら次の学校というようなことで、次はどこかというところまではちょっと申し上げられませんが、ある程度うちのほうで目安を考えております。あと、今、校区再編とかをやっておりますので、そういった点の動向も踏まえながらその優先順位というのは、入れ替えてといったら変ですけども、考えながら進めていくようにしております。

◆田村繁巳委員長 いいですか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 そういった考え方に基いて、向こう何年間に何校程度具体的に大規模改造が必要だという、ある意味で青写真というのはあるんですか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。一応計画というので、次は大体どこにしようかというようなことで考えております。ただ、当然ながら1校当たりにかかる事業費っていうのは違ってきますので、それと、さっき言ったように大体年間総額というのは大体どの程度かというのを決めて行いますので、それと併せて、あと緊急的に先ほど、例えばトイレの改修的なものです、そういった点を踏まえて、その事業費を見ながら優先順位を場合によっては入れ替えるというような形で、事業のほうは進めていくように考えております。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それと文化財課にちょっと聞いてみるんですけども、この史跡鳥取藩主の池田家墓所の関係、補正予算上がるとるんですけども、私ちょっと認識不足でよく分からんですけども、財産的にはこれはどこの財産ですか。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。史跡池田家墓所という財産ですけども、公益財団法人であります史跡鳥取藩主池田家墓所保存会というものがございまして、こちらのほうの財産ということになっております。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 例えば、今までもこの池田家墓所の管理補助金というのは出とるんですね。出とるんですね。いや、それでね、今までいろいろと議論してきた中で、例えば神社仏閣、こういったあたりの修繕については行政として補助金とかそういったものは一切出せませんよと。例えば具体的に言いますと、御熊神社かなり荒れておって、あそこ玄武岩の有名なところなんですけども、出せないって。この墓所には出せる理由っていうのか、根拠は何ですか、じゃ。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。墓所には出せるという根拠といいますか、国・県・市の指定の文化財につきましては補助を出しております。御熊神社の建物につきましては宗教法人の施設ということで補助が出せないということになっておりまして、池田家墓所の場合は宗教法人ではなく史跡ということで文化財でございましてから補助を出しているというすみ分けでございまして。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、池田家の墓所以外に、この種その管理補助金を出しておるところというのはどこどこあるんですか、教えてください。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。指定文化財につきましては指定文化財補助金という項目を設けておりまして、毎年幾つかの指定文化財に補助を出しております。例えば、今年でいえば、興禅寺の庭園保存でありますとか。興禅寺ですね、馬場町のところにある興禅寺。または樗谷グランドアパートの保存修理、こういったものに補助金を交付するような予算を計上しております。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それじゃ、この管理補助金というのは毎年出てるのか、例えばどこかの修繕が必要になって、その修繕費用として管理補助金というのが出されておるのか、定期的に管理補助金というのは支給されとるのかどうか教えてください。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。この史跡鳥取藩主池田家墓所の管理補助金につきましては、活用事業と保存修理事業と2つの項目で補助金を出しております。これは近年ずっと出しておるんですけども、保存活用事業につきましては池田家墓所保存会のほうで、例えば灯籠会でございまして、写真コンテストなどの活動していることに関しまして補助を出し、その事業に対する補助でございまして、保存修理事業につきましては、こちらのほうが平成15年に保存整備計画を策定しておりまして、それに基づく工事につきまして平成16年度から令和6年度までの予定で補助金を交付することにしております。ちなみに、これは県と市が2分の1の割合で、管理事業につきましては負担しておりますし、保存修理事業につきましては、

国庫事業といたしまして国が2分の1、県市が各4分の1の割合で負担しておるものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃ、いずれにしても毎年出ておるんですね。そういう理解でいいですね、毎年出とるんですね。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。はい。今、申し上げた項目で毎年出ております。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 小学校、中学校で特別支援学級の新増設等に伴う教室の修繕及び備品購入経費というのでそれぞれ上げてあります。この内容といいますか、説明できる範囲の、どういう新しいこの新増設に伴ってどういう修繕をされるとか、どういう備品購入があるとか、大まかなところを教えてくださいと思います。

それからGIGAスクールのところで、さっき何か著作権が云々という話をされたような気がしたんですけど、この構想事業費の中にそういった著作権のことを考えないといけない内容っていうのはどういうことがあるのかということをお願いしたいと思います。

それと、先ほど給食の関係なんですけれども、学校1校ずつが全部この休業になります。1回数日としてもかなりの材料費とかの使わないものがあつたりして、それで先ほどおっしゃったように冷凍できるものは冷凍するとか、野菜なんか冷蔵庫に入れとけば保存できるとか、それぞれあると思うんですけど、例えば、お豆腐とか、そういう冷凍はできないし、保存もなかなかいつまでもはできないとかいうのがあって、それが1校がこの休業した場合の量はかなり多いと思うんですけど、そういうのはどうされているのか、分かれば教えてくださいませんか。以上です。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 1点目の質問は特別教室等の整備の内容ということだったと思います。こちらにつきましては、小中ございますが、例えば修繕でございますと、ロッカー等の家具の修繕であつたりとか、あと空調を場合によっては新設するようなこともございます。あとコンセントとか、照明といったものをつけたり、あとは壁を設置したりといったようなことも場合によってはございます。備品購入につきましてはホワイトボードであつたりとか、あと教室用のロッカー、あと折り畳みマットとか教卓とかいったようなものを用意しております。教育総務課は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 安田所長。

○安田直人総合教育センター所長 総合教育センター安田でございます。先ほどの御質問GIGAスクール構想事業費にかかりまして、著作権といったような説明をさせていただいたところなんですけど、この構想にかかった著作権ってどういった内容かといった御質問だったように思います。これにつきましては、児童生徒が学習の際、今、様々なオンラインでサイトにアクセスをしてこの情報を得て学習に生かすといったようにございまして、その中には例えば、ユー

チューブで音楽でありますとか、内容によりましてこの著作権を児童生徒1人ずつが負担しなければならないといったようなことがございまして、そのことに係る負担金のことでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食山根です。給食の関係で冷凍できないものの扱いについてでございましたが、先ほど上杉委員のほうにもお答えした内容と重複する部分はあるんですが、こちらのほうが休校の情報分かり次第、鳥取市学校給食会のほうに伝達をしまして、そちらのほうで調整をしております、具体的にそのお豆腐だったらとかっていうことは直接的にお豆腐がっていうところはないんですが、聞いておりますのが、ほかのものに加工なさる部分だったり、もしかしたらそこで調整を業者のほうにさせていただいているのかなという状況でございます。

冷凍以外のものと、一番割合が多いのがお肉ですとか、こういったものは買い上げてこども食堂にとか、ウインナーですとか薬物ですとか、そういったところは提供させていただいたりとする状況でございます。ですので、そういった懸念される部分でございましたので、先ほども申し上げたような決まり事をつくりまして、今後そういった業者のほうに、例えば調整しづらいような状況を未然に防ぐということを検討しているところでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 安田所長。

○安田直人総合教育センター所長 失礼します。総合教育センター安田でございます。先ほどのGIGAスクールに係る著作権のことで1点補足追加の説明をさせていただきたいと思っております。先ほどの説明でうまく通じなかった面があったかもしれませんが、本市の児童生徒の学習に対して特別にかかっている著作権ってということではございませんでして、これは全国自治体、全国一律に著作権ってことは生じていると、このことに対する負担金ということでございます。ちょっと補足でさせていただきました。失礼します。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい、分かりました。著作権のことについては、結局個々の著作権ではなくって、全体の負担金ということですね、分かりました。ありがとうございます。

それから支援学級の準備の件も、これは学校数が今、書いてありますけども、それぞれの人数も新学期から受け入れるってことで準備されているので、その細かい金額ってのはそれぞれで違うと思いますので、分かりました。

それで、あと、給食のほうなんですけども、今の課長さんの御説明でいくと、何となくこれはこうなんだな、これはこうなんだなっていうのは何かイメージは分かるんですけども、これだけ休校があったり、最初に教育長さんから御報告ありましたように、延べにいくと四十数校になっていますし、きちっとデータとしてといますか、記録として給食会とも連携取っていただいて、実際どうだったんだっていう、どういう記録を残していくことが今後また何かあったときのために即手が打てるってこととか。また、これは感染症ですけど、これからまた災害とか、いろんなことが起きたとき、やっぱり食べることは大変重要なことで、もう全体が混乱してるときに子供の給食に目がいけない場合もあります。中部地震、倉吉の中部地震とか

あったときもいろんな課があつて、例えば、一般の方からとか、業者さんから提供したいとかつてあつてもこっちは課はいらないっていうし、こっちは課は不足して困った、ニュースではこの僅かパンと何とかしかない給食とかつてあつたりして、非常に混乱している様子が見えましたので、ぜひ、何かこれからあつたときのために教育委員会としてしっかりと持っていていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 私、子供のスポーツ機会が失われているんじゃないかと思ったわけですが、13ページの小学生スポーツ全国大会出場補助金ですね。102万6,000円の増額になってますが、この内容について尋ねます。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。小学生のスポーツ全国大会出場補助金ということで御質問いただいております。今回102万6,000円増額補正をさせていただいております。これにつきましては、1人県外の全国大会に出場したら上限1万円ということで補助金を出しております。それで当初は80人ということで予算を計上しておりましたけど、昨年以上に大会が開催できるということで183人分補正予算を計上しております。その補正予算を計上後に、現状としましてはかなりの数、全国大会についてもかなり年末年始を境に、全国大会はかなり減っておるといような状況になっております。予算要求をさせていただいた時点では183人見込みということで計上させていただいております。以上です。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。米村委員。

◆米村京子委員 米村です。実はGIGAスクール構想のところで放課後児童クラブありますよね。あのところの放課後児童クラブなんかのWi-Fi設置はされてるんですか。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 放課後児童クラブに関わってGIGAスクール構想でWi-Fiを使って活用はできないかという御質問だというふうに思っております。まず、学校の施設内を使った放課後児童クラブ、供用ですね、現在パソコンルームの使用が必要なくなってきましたので、この辺りを放課後児童クラブと供用するような形で整備をしておりますので、そういった辺りが引き続き使える状況にはあるのかなというふうに思っておりますが、原則的には放課後児童クラブにこのGIGAスクール構想でのWi-Fi整備というところは今のところはございません。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 あるかないかということはお聞きしました。それで、あと1点で最後なんですけども、大規模、それこそあれがありますね、中学校なんか改修とかあるんですけども、これ、どの程度の見積りでのこの補正だったりするんでしょう。というのはものすごい今、物価は上がっているんですよ、めちゃくちゃ上がっているんですよ、建材なんかも。それと搬入しにくいですよ、ものすごい時間かかって。その辺のところも踏まえてこの大規模事業とか、その小規模事業の補正なんかやられてるのかどうかってことだけをちょっとお聞きしたいと思います。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。工期については先ほど物品の高騰であったりとか、入りにくいといったようなことがあると思いますが、建築の基本的な単価で積算はしております。工期につきましては充分取っておりますので、工事については遅れなく対応できるんじゃないかと思っております。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 分かりました。じゃあ、あれですかね、ある程度まで単価がどんどんどんどん上がってくる場合あるじゃないですか。その場合の中の差額みたいなものの補正みたいなものも、次されるっていうことでよろしいですか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 その辺どの程度までどうなのかといったようなことで、教育委員会の工事に限らずそれは市全体の工事にかかってくるかと思えます。その辺はよく都市整備部門とも相談しながらどういった対応がいいのか、それは考えてまいりたいと思えます。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第23号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆田村繁巳委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号工事請負契約の変更について（説明・質疑・討論・採決）

◆田村繁巳委員長 続きまして議案第63号工事請負契約の変更についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。資料2の2ページのほう御覧いただけたらと思います。付議案につきましては53ページのほうになります。工事請負契約の変更についてということで、内容としましては江山学園の普通教室棟長寿命化改良の建築工事でございます。これにつきましては現在工事のほう進めております。それに伴いまして変更理由のところに書いてございますけども、主にこの2点がございまして変更を行なうものでございます。付議案のほうに変更前と変更後の金額が付してございます。変更前が2億581万800円、変更後が2億5,557万2,691円ということで5,049万891円の増額ということでございます。工期のほうは、変更はございませんで、令和4年3月28日が工期の末期ということになっております。

変更の理由としましては、内壁に係る漆喰アスベスト含有下地材の調整と、下地材の除去と

いうところがございます。これが約9割を占めております。理由はそこに書いてございますが、詳細の調査をしましたところ、漆喰の下地調整材にアスベストが含有してところどころ浮いているということがございました。そのまま塗装の塗替えを行なっても経年劣化により拡大することが懸念されたということから、長寿命化の観点から全て撤去、補修を行なうこととしたものでございます。

あと、もう1点が県外事業者転入前のPCR検査の追加ということで、以前南中のほうでも同様の案件があったと思います。小中学校に対しましては、建具等、家具等、専門的な工事を行うことが多くて県外のほうから来ていただくということがございます。延べ22人のPCR検査を行なったというものでございます。説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂規翁委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、当初2億円程度で、今回追加で増額で5,000万ということなんですけども、(1)、(2)、前回PCR検査の関係で上杉委員のほうからも問題提起もあったんですけど、これ、なら5,000万のうちPCR検査で幾ら、それから内壁に係る部分(1)で幾ら、(2)で幾らっていうのを、ちょっと金額を教えてください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 PCRが約40万円でございます。それで、下地材の除去がちょっと直工ベースでしか計算しておりませんけども、3,000万程度でございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いやいや、その3,000万程度と40万では額合わんじゃないですか。あと、何かあるんですか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 すみません。ちょっと今、手元に直工ベースのしかございせんが、下地除去で3,100万と、あと、ちょっと細かいところでトイレスラブ、サッシ回りのモルタルといったようなところで約4,000万程度になるというふうに見込んでおります。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 細かいことを聞くようだけでも、40万円程度、これはPCR検査22名分ですね、間違いないですね。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾です。22名分でございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 1人幾らになるんですかいな。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 検査を受けた場所によってPCRに係る費用というのは違いますので、例えば7,000円のところもありますし、1人分で1万6,000円かかっているところもでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 細かいこと聞くようだけど、何でそんな金額的にばらつきがあるんですか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 こちらのほうでどこの業者を指定をして受けてくださいということではなくて、それぞれの都道府県の検査場によって単価が違うということで、例えば1万6,000円の分については島根県でございます。7,000円というのは兵庫県でございます。そういう単価の違いがあって差が生じているということでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それじゃあね、そもそも論言うかも分からんけれども、事業の目的で、今まで説明があったんかも分からんけれども、目的の中に記載をされておるように、神戸・美和小学校、それから江山中学の3校統合したんですよ、それで、義務教育学校になった。既存の校舎だけでは3校統合の児童生徒の受入れが対応できない、これって想定済みだったんですか、どうですか。いや、というのが、2億5,000万もかけて工事やるわけでしょう。そりゃあもう物理的に最初から想定済みでこういった長寿命化工事やるんですよ。想定済みだったんですかどうですか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。既存の校舎だけは足りないということで、特別教室のほう、増築したりといったようなことで対応するというにしましたものでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、現実にあふれるってということですけども、対応できないってことですけども、何名程度入れないんですか、人数的に。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 人数というよりも教室的に確保できないということで必要教室を確保したというところでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 人数じゃないわけですか。私は人数かなっていうふうに理解しとったんですけども、そうじゃなくして、当然必要ないろんな様々な図工室だとか、そんないろんなそういったものが足らんという理解でいいんですね、間違いないですね。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 当然うちのほうも推計をして将来の児童数ということで出します。そうなると普通学級、大体何教室程度必要と、特別教室も当然小学校・中学校ですから、今ここは前の美和小学校ですので、当然中学校仕様のものでいいものありませんので、そういった点も踏まえて対応ができるように、児童の受入れができるように改修を行うといったようなものでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあね、お聞きしますけども、特別教室というか、様々な教室が不足してる

んだよということであれば、それはそれで理解しましょう。将来的な考え方としてこのままいかれるのか、あるいは義務教育学校になった新たな美和小学校跡ですか、そこに足りない特別教室だとか、そういうものを将来的には、まだ具体的な構想ができてないのかも分かんけれども、将来的には義務教育学校の隣っていうんか、そういったところに建築をしようという考え方を持っておられるんですか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。義務教育学校ですから小中一貫というところでございます。必要な普通教室、特別教室踏まえまして今回整備しておりますので、今後新たに何か整備するということは、特段には発生しないのではないのかなと思います。何か特殊事情でもまた発生すれば別ですけども、今のところこれ以上の何か特別な教室棟建てたりとかいうところまでは考えておりません。

◆田村繁巳委員長 いいですね。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の江山学園の工事との関係なんですけど、地域の学校や地域の皆さんが統合してっていうことを、結論を出されたわけなんですけど、私、そば通って仮設教室が建ってたり、カバーがされてる学校の建物なんかを見たりすると、それでグラウンドも使えない時期があるから前の中学校のグラウンドを使ってってようなお話も以前の説明の中にあっただけに思うんです。それで、地域が、学校がこうやって統合されることを決められたんだけど、アスベストのことやなんかも時期的な建設時期との関係でいけば、ある程度想定されたことじゃないのかなと思ったりするんですけど、こういうのって一緒になってからじゃないとできないんですか。子供たちの学習環境を考えると、江山中学を使い、そういう中で学校を整えてから統合するとかいうようなことが考えれなかったのかななんて、建設の現場を見ながら思ったりするんですけど、そこら辺どんなもんなんですか、工事の考え方ってうか。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。その辺は地域ともちょっといろいろとお話をしながらというところでございます。岩永議員おっしゃるとおり、全部何事も整備してから生徒に入ってきていただくということもございますし、例えばなかなか人数の少ないような学校については、実際授業も一緒に行いたいといったような要望もあつたりしますので、その辺は地域、学校等も相談しながら統合して校舎も使いながらというような現在の形に落ち着いたものでございます。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 現実そういう姿がないと補助金が出ないとか、工事のための補助金が使えないとか、そういうことではないですね。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 そうですね、工事ができないというようなことではないです。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 地域のそういう要望があつたからということでは理解をしますが、やっぱりそこら辺の想定される教育環境ってうか、そういうことをやっぱり情報提供もしながら地域の要

望をきちんと受けて、教育環境を損なうことなく、できるだけ地域の要望に応えられるということ而努力していただきなと思います。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。はい。おっしゃるとおりですので、地域の御意見を踏まえて、なおかつ子供たちの教育環境を損なわないというためにはどういった方法がいいのかということ、今後とも地域、学校とも話し合いながら事業のほうは進めてまいりたいと思います。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 しつこいようだけでも、最後に聞かせてえな。その義務教育学校が旧美和小学校のほうにできてね、この江山学園なんだけれども、こちらの江山中学のほうには私もまだ認識してないんだけど、何名ぐらい。例えば福部だったですかいね、取りあえず義務教育学校になったけれども別々にしたとかっていうやあな、嘘かいな、福部じゃなかったかいな。いや、だから例えばこの工事を行うこっちのほうに何名がこちらで学んで、それで美和小学校のほう、新しくできた義務教育学校のほうで何名、その辺はやっぱり分かれるんですよね。私もよく分からんもんでお聞きするんですけども。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 ここに書いてある江山中学校と美和小学校と神戸小学校がございました。今、江山中学校っていうのは使っているのではなくて、部活とか屋外活動とか、要は、今、先ほど岩永議員も言われたとおり、グラウンドが工事している関係で使えない関係で一時的に使っているというところでございます。今はもう江山中学校も美和小学校も神戸小学校の生徒もみんな今のこの江山学園、旧美和小学校の敷地に入って授業をしていると。部活とか体育のときに旧江山中学校を使うことがあるということでございます。江山中学校も今後廃止といいますか、完全に出来上がって完成したら基本的には使わないということになります。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 この工事請負契約の変更ですけども、かなり金額が大きいよね。時々こういうのはあるんだけど、得てしてこの場合はアスベストの対策ということで、単体であればこれは入札してそれこそするような格好の物件であるだけでも、一般論というか、今までのこの請負契約の変更について、これ建築住宅課がそれを受けてるかどうかちょっとよく分からんだけれども、要するに見積りとかそういったものは、どういう根拠の基にその金額が出るのか、その辺をちょっと教えてやってください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 見積りについては建築住宅なりのほうにお任せしているところでございます。ある程度建物の中とか、たってる年数とか、当時の設計図面とかから踏まえてある程度積算をしてこの程度だろうというところで積算はしていただいているところではございます。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 だからそれはよく分かるんだけど、一般論からすればね、例えば5,000万

ぐらいの工事の分でなれば、見積りもちろん出してそれから入札かけるわけですね。指名競争であったりなるけれども、なったときに本当にそういった金額の分で落ちるかどうかっていうことがちょっとよく分かんのですわ。それで、見積りで大体5,000万円ぐらいだから、5,000万円ぐらいで入札はかけるんだらうけれども、最低が例えば8割、2割引いて最低がこれでしたよってというような格好であるならば、皆さんが最低に入れるのが多いんだけど、今頃、事前のそれこそなればね。だから、その辺がちょっと私も、特にこの5,000万というかなりの金額だったもんだから、その辺りの金額の根拠というのはね、やっぱりはっきりさせていかないとやむやになってそれこそまぶれて、いわゆる2億に5,000万だから、やっぱりそれはかなりの何割になるんかあれだけでも、そういった変更っていうのはあんまり好ましいことじゃないんでね、好ましいことじゃないと思うんですわ。だから、分かんでもないけれども、このアスベストの件については。ただ、このアスベストについては事前の調査で分かってたじゃないかなというふうに思うんです。それを囲おうという事前のあれだったんだけど、それじゃあ駄目だからということで根本的に補修しようということだったんだらうと思うんだけど、だからその辺りの事前の調査からすれば、あるいは事前の調査なりすれば、もうこの5,000万を入れた形でやっておかなければ、本当言うとならなかつたというふうに私は思うんで、その辺りにしてもしっかりと今後は、事前の調査については、後からこういうもんが出てきましたんで追加工事でこれぐらいかかりますということは、あんまり外に出していい話じゃないと思うんでね、そのことはしっかりと精査してやってください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。はい。今後また、工事長寿命化とか、先のことをございましたんで、また、工事の際にはそういった点に注意をしていただくようにということで、建築ともよく話をして今後事業の進め方について考えてまいりたいと思います。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第63号工事請負契約の変更についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆田村繁巳委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部改正について（説明）

◆田村繁巳委員長 次に先議分以外の議案説明に入ります。

議案第45号鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。安本次長。

○安本雅紀次長兼教育課長 学校教育課安本でございます。鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、付議案書等説明資料で御説明させていただきます。資料3ページをお開きください。まず、条例改正の目的ですが、放課後児童クラブの支援員の配置基準を弾力化することで、職員配置の適正化を図ること目的としております。具体的には新旧対照表で御説明させていただきます。資料4ページをお開きください。改正の内容ですが、1つ目は左の欄の中程にございます第10条第3項に赤字で示している部分になります。現在、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を受けたものが本市で支援員として働くことができますが、これに中核市の長、これを新たに追加するための法整備を行うものでございます。

次に資料6ページをお開きください。現在、先ほど御説明しました第10条第3項に示している研修については、経過措置としまして令和4年3月31日本年度末までの間に研修を修了することも含めて支援員とすることとしております。これは一般的にはみなし支援員というふうに呼んでございます。この期間が本年度末で終了してしまいますことから、令和6年3月31日まで延長をするものでございます。令和4年4月1日から施行することとしたいというふうを考えております。この令和6年3月31日の根拠でございますが、この延長期間につきましては、現在国が示しております、新・放課後子ども総合プラン、これが令和5年度末までの期間適用されてるのに合わせての期間延長となります。令和6年度以降につきましては国の動向を見定めながら国のプランの期限に併せて重ねて改正していく予定でございます。これが改正の2つ目の内容となっております。説明については以上でございます。

◆田村繁巳委員長 説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第52号鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、続きまして議案第52号鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。それでは同じ資料の7ページを御覧いただきたいと思っております。鳥取市の多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正ということでございます。これにつきましては、現在幸町のほうで県道の高架下のほうにスケートボード場を整備しておりまして、それが完成するというところで設管条例の一部改正ということで提案させていただくものでございます。

1番としまして経過を書いております。経過につきましては、市立病院跡地、こちらの土地

なんですけど、こちらのほうで以前行っておりました。また、市民プールのほうでも臨時のスケボー場ということで使っておりましたが、市民体育館の再整備ということでこちらのほうも使用はできなくなってきたというような中で、新しい場所を現在探して新たに整備するというもので、今回整備ができるということから設管条例を改正するものです。

改正の内容でございますけど、2点あります。1番としては位置の名称を定めることと、もう1つは使用の許可及び使用料の徴収を不要とするこの規定をするという内容でございます。2番につきましては御覧のとおりでございます。あと、3番につきましては位置図を示させていただいております。あと、施行日につきましては4番の今年の4月1日と。あと、5番のスケジュールでございます。こちらのほうも今年の3月に完成、来月、それで、4月から使用開始、竣工予定というスケジュールにしております。

はぐっていただきまして8ページのほうに条例案の要綱ということで書き上げております。こちら先ほど御説明させていただいた内容になっております。

あと、9ページ以降、新旧対照表をつけております。9ページを御覧いただきたいと思えます。9ページのほう、左側が改正後ということで赤字の部分を追加するという内容でございます。あと、ちょっとはぐっていただきまして13ページでございます。左下のほうに全各項に掲げる広場を除く広場ということで、括弧しまして、鳥取市幸町スケートボード場を除く、ということで、こちらのほうを無料で使うということでこういった規定にさせていただいております。説明のほうにつきましては以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第2号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、続きまして報告に入ります。

議案第2号専決処分事項の報告についての御報告をお願いします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 報告第2号専決処分事項の報告ということで付議案のほう97ページになります。資料のほうは15ページでございます。中身としましては小型除雪機の事故ということでございます。事故が発生したのは令和3年12月28日9時頃でございます。場所としましては明治小学校の敷地内ということでございます。状況としましては、すみません、状況のところちょっと一字字が抜けておりますけども、1行目の明治小学校敷地内の駐車場を学校職員が除雪していたところ、除、除くが抜けておりますので訂正をお願いします。除雪機で石を跳ねまして、明治地区公民館が隣にございますが、そちらに駐車しておりました車両のリアガラスに当り破損させたものということでございます。下が砂利になっておりまして、除雪機で跳ね上げた石が当たったということでございます。過失割合としまして、市が10、相手方ゼロということで金額として7万9,607円ということでございます。令和4年1月31日に専決処分ということでございます。説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

協働のまちづくりガイドラインの策定等について（説明・質疑）

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、次に協働のまちづくりガイドラインの策定等についての御報告をお願いします。中原課長。

○**中原 登生涯学習・スポーツ課長** 生涯学習・スポーツ課中原です。それでは16ページ御覧いただきたいと思っております。こちらのほうですけど、協働のまちづくりガイドラインの策定等についてということで御報告させていただきます。現在の市長部局のほうでこのガイドラインのほうの策定作業に入っております。この資料につきましては、総務企画委員会のほうでも説明をさせていただいてるところでございます。

まず、1番としまして、策定の背景でございます。こちらの鳥取市の自治基本条例を平成20年度施行してございまして、協働のまちづくり元年と位置づけて協働のまちづくり基本方針に沿って取組を進めてきております。そうした中でも社会情勢ですとか、地域を取り巻く環境というのが変化してございまして、見直しを検討する時期を迎えておると。このたび策定しますガイドラインにつきましては、まちづくりの基本方針に基づき協働のまちづくりを推進するために本市が今後5年間取り組む事項をガイドラインとしてまとめるものでございます。こちら令和4年度から5年間の令和8年度までの5年間の計画となっております。

2番の取組経過を御覧いただきたいと思っております。こちらの市の取組と社会情勢・地域の動きに分けて記載しております。左上のほうですけど、平成20年度に導入期ということで、下のほうに行ってくださいまして、令和4年度につきましては成長期・発展期というふうにつけて取組を進めておるところでございます。協働の取組の内容につきまして条例で規定しております市長の附属機関であります市民自治推進委員会において調査審議をしておるところでございます。

あと、真ん中辺りですけど、平成29年度からはまちづくり協議会の取組、地域運営組織の在り方について議論し、毎年報告をさせていただいておると。後ほど地域組織を支援する取組について御説明させていただきます。令和4年度から協働のまちづくりガイドラインに沿って推進をしていくということにしております。

次のページ、3番のガイドラインの概要でございます。こちらの左上のほうから柱1というところから柱2、柱3、柱4と。それで、下のほうで緑のところですけど、柱の5ということでこういった柱を推進するための基盤整備という形で推進をしていくということにしております。4番の進捗管理は御覧のとおりでございます。

はぐっていただきまして18ページでございます。地域組織を支援する取組についてということで3点御報告させていただきます。まず、1点目が（1）の一括交付金の取組というところでございます。これにつきましては平成29年度から急激に変化する社会情勢を踏まえ、地域組織を取り巻く現状と本市の支援制度、拠点施設の在り方について地域と意見交換を重ねながら、将来を見据えた新しい取組も進めてきたということで、これにつきましては、平成30年度から

こういった制度を設けて現在取り組んでおります。令和4年度につきましては4地区増えまして11地区のほうで展開するという予定にしております。

（2）の佐治地区における地域拠点施設の指定管理による運営状況ということでございます。これは昨年4月から佐治町のコミュニティセンターが指定管理者制度ということでスタートさしていただいております。これについての記述を書いております。指定管理者につきましては、NPO法人のさじ未来、指定期間は令和3年から5年の3年間ということになっております。現在の状況でございますけど、こちらのほう、民間事業所が物品販売で施設を利用するのですとか、共助交通の拠点、また、喫茶コーナーの設置など積極的に取り組んでいただいております。赤字で書いておりますけど、施設が公民館条例から除外されても影響はないというふうに把握しております。米印のほうで書いておりますけど、指定管理者制度導入については佐治地区が地域の維持発展と活性化に寄与することを目的に、主体的に地域運営を目指すものであり、全市一律に進めるものではないということを書かせていただいております。

次のページ（3）でございます。地区公民館の多様な活用に向けた検討ということでございます。こちら①番、取組の背景ということで、重複しますけど、地域を取り巻く環境ってというのはかなり変化してきておるといような中で、地区公民館の多様な活用について考えるべきだといような状況になっております。2番の検討内容でございます。こちらにつきましては、地区公民館を地域のアイデアを実現できる多様な目的で、幅広く活用可能な施設へ移行することを検討しておるといことでございます。現時点ではまちづくりセンター（仮称）ですけど、こういったセンターができたらどうだろうかといようなことを検討している状況であります。③番の検討経過につきましては、昨年2月から検討を始めておりました御覧のとおりでございます。

④番の今後の取組でございます。課題の整理、各種ルールの検討、各種団体との意見交換・調整といような取組を予定さしていただいております。あと、米印で赤字で書いておりますけど、この検討につきましては地域の拠点となる施設の活用幅を広げるものであり、運営は従来どおり市が直営で行うといことで、現時点におきましては指定管理者制度の導入は検討しておりませんといことで書かせていただいております。

以上、御報告させていただきます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと確認をさせてください。18ページですよ、それで、（2）で、これ佐治における指定管理者によって運営状況っていことであるんですが、②の現在の状況で民間事業者が物品販売で施設を利用する。これ可能なんですか本当に、法的にも問題ないですか。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。こちらの民間事業者が物品販売を施設を利用してやっていると、これ問題ではないかという御質問だったと思います。こちらの佐治町のコミュニティセンターにつきましては、公民館条例から除外された施設でございますので、こういった利用も可能に現在はなっております。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 中心的には協働推進のほうになるのかも分かりませんが、例えば、なら、地区公民館でこれは物品販売になつとるんですが、例えば民間事業者が何々教室をやりたい、それには月謝を取ってやる、そういったことも可能なんですね、どうですか。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。こちらの佐治町のコミュニティセンターについては公民館条例、社会教育法の除外された施設ですのでそういった営利活動っていうのも可能になっております。はい。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 一般論としてそれぞれの地区公民館ありますよね、ここでは物品販売とか民間事業者が何々教室だとか、そういったものはできませんよね、確認しておきたいんですけど。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。はい。地区公民館につきましては社会教育法に基づく運営をしておりますので、専ら営利を目的とする活動っていうのは制限がかかっております。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 なぜ言うかっていうと、私一般質問したことがあるんですよ。新聞折込に、ある音楽関係のはっきり言いますとピアノ教室です。それで、新聞折込に佐治のこぶし会館、福部町の福部の体育館、青谷の日置谷地区公民館、この3か所が入ったんです、月謝を取って。いわんや青谷の日置谷地区公民館は玄関の鍵とかそんなもんまで渡してやっていたんです。暖房使えば光熱水費もいるじゃないですかどこでも。いうことで駄目じゃないですかという質問をしたことがあるんですよ、すぐやめましたけども。ですから、今、物品販売、民間事業者による物品販売というものが出たもんですから、私は一定の地区公民館と同レベルの施設かなという思いがしたもんで、あえて言ったんですけれども、いずれにしてもやっぱり、さっきあったように地区公民館というのは、私は駄目じゃないかなというふうに理解しとったもんですから、あえて言わせていただきました。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 18 ページの一括交付金の取組で導入が少しずつ地域で増えてきてるんですが、明治、用瀬がずっと一括交付金の取組、今度3年目ということなんですが、ここは佐治とは違ってずっと一括交付金の取組だけで3年目を迎えるということになってるんですが、この地域がどのような意見を持って教訓にしたりして取り組んでおられるのかというようなことはつかんでおられるでしょうか。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 明治、用瀬につきまして、令和元年度から3年、現在一括交付金ということで導入していただいております。こちらにつきましてもやはり事務の簡素化ですとか、活動するにも、これまでは2つの事業を、色分けをしながらするというような煩雑だった部分があると思うんですけど、そういったところが効果的に活用できるというように伺

っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そういふ事務の煩雑から開放されたりっていうところはあるけれども、やはり公民館の事業として続けていくということを選択しておられるということだと思います。併せて今年度、湖山や大茅、世紀、逢坂、4地区が増えるわけですが、そこも同じような理由で一括交付金の取組に参加されるということなんでしょうか。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 来年度以降4地区が増えるということで、理由につきましても先ほど申し上げたように、やはりこういった制度を使ったほうがより地域の活性化にもつながるし、事務の効率化になるというようなことを御理解いただいた上で導入ということになっております。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 （3）の検討内容というところで、地区公民館を地域のアイデアを実現できる多様な目的で幅広く活用可能な施設へ移行することを検討していますというふうに、当局の側は考えておられるんですが、地区公民館は今の状態でこういうことはできるということでは、できるわけではないからそういうふうに移行という提案をしておられるのか、そこは十分できることじゃないのかなと思ったりするものですから。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。こちらのほうで地区公民館をこういった活用可能な施設へ移行ということで検討しております。内容としましては、長坂議員の御質問があったんですけど、社会教育法の制限を地区公民館は受けますので、活動するにもやっぱり物販とか、例えばそういったところについても制限がかかってくるというような状況がありますので、これからの時代、地区公民館を幅広い活用をする拠点にするべきではないかというような議論が高まっておりますので、そういった条例、公民館条例、今あるんですけど、そういった条例の改正も見越してこういったまちづくりセンター、仮称ではございますけど、こういった施設への検討というのを今現在進めているところであります。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 つまり佐治地区で行われたようなことを押しつけるものではないけれど、社会教育法に基づく公民館としての位置づけを変えていくことを検討していますというふうに読んだらいいわけですね、これは。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 現在、そういったことも含めてどういった在り方がいいのかというのを検討しているところであります。ただ、やっぱり社会教育法に基づく公民館でありますとかかなりの制限がありますし、今後の活用を考える上ではそういった部分についても条例改正など見直しをしながらやっていったほうがよいのではないかというようなことを、今現在、検討を進めているところであります。まだ決まったわけではございませんので、はい。

あと、繰り返しになりますけど、このまちづくりセンター（仮称）なんですけど、こういっ

た施設を展開するとなった場合についても運営については市が直営で運営をしていくということでございます。佐治のように指定管理者制度を導入して、ほかの団体に維持管理をお願いするというようなことは現在のところ考えておりません。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 最後にします。そういうふうには、話をお聞きする中で社会教育法、公民館の制限されたものをもっと活用できるように変えていく、社会教育法から外していくんですよということが、いろいろ聞く中で分かるわけで、もちろんそういう流れなんだということは重々承知して聞いているわけですけど、例えばこういうものがどういう形で市民にあるいは地区公民館を利用しておられる方々に伝わっていくのかなっていうふうに思います。その下の検討経過というところで若干書いてありますが、これでは何か意図しとることが分かる人には分かるけど、いろいろお聞きしないと分からないという中身じゃないかなと思うんです。ですので、これは決まったものではありませんということですけど、意図するところがよく分かるように、説明されるときに市民に分かるようにしないと、今後、市民からモニターアンケートとかいただくというふうになっていきますけど、御意見も正しくいただけないんじゃないかなと思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 意見ですね。はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 いろいろと意見が出たわけですけども、いわゆるこの3番目の活用に向けた検討の中の①の下の方に、これまでの取組や文科省の方針を踏まえということで、今後のコミュニティの場だけでなくして、多様なニーズに応えるような地域拠点設備が求められていると。その場合には社会教育法にくくられることはなくして、もう少し自由なといいますかね、いわゆる規制を緩和するような形での活動、そのためにはこのまちづくり協議会等々で多様な目的での活用の施設ということで、当局としては決してそれを指定管理で丸投げではないですよというふうには言っておられるようなんですけども、これを読む限りは、やはり方向としては、今後については地元で運営するという、そういう自主的な活動を求めているというふうには見えるわけですね。それでなければ今までどおりの公民館でいいわけですけども、というふうには私は思うんですね。

それで、何となく、ものの言い方が地元で全部、地元としては指定管理ってことになる、地元でそれを運営していく、何から何までそれこそそういうことになってくると非常に大きなプレッシャーかかってくるわけで。だから、だからそこそこには運営は従来どおり市直営で、市が雇用する職員が管理としますという、言ってみれば非常に中途半端なというかね、宙ぶらりんな形での今の提案になっているんですね。だから、もう地元で運営してくださいと、その代わりそれだけの、いわゆる費用等負担は見ますというような形で持っていくのであるならばそういうふうには提案していただきたいし、それは、うちはできんということになるのであるならば、従来どおりの公民館。だから、これは今、一括交付金の取組についても、ぼちぼちそれこそ出ているんですけども、なかなか、それこそ手を挙げるところというのは、よほど地域のコミュニティがしっかりしてやって、佐治みたいにうちでやりましょと、そういう組織が事前にあって、さじ21とかそういった団体だったらできるんですけども、例えばここになってく

ると市街地の公民館というのはほとんどないわけなんですわね。それはやっぱり新市なんかのほうは非常にコミュニティが従来からできてるんで、そういった形のもんならばできる。それから規模もそんなたくさんでないけれども。ところが旧市内の公民館になってくると、非常にいろんな業種・業態があって、町の様相も非常に違ってくる。そこを同じような形で持っていっても非常に無理があると思うんですわ。だから、方向としては分からんでもないけれども、もう少しこれは検討する必要があるなというふうに思います。地域に合ったということになれば、旧市内のこの辺りの、それこそ公民館となれば住民と公民館の距離というのは非常に遠いんですわ。だから、それを地域の中でまちづくり協議会等々がそれこそ中心になってやるということは非常にまだ無理があるし、困難があるというふうに思いますし、その辺りは少しよく考えていただきたいというふうに思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 上杉委員からちょっと今も話があったんだけど、私も今日配られてすぐ読んでなかったんだけど、19ページの（3）の一番下ですよ、米印が打ってあるところ。中原課長は社会教育法の関係で云々って言われるんだけど、この文科省から都道府県への通知では営利事業に関することを全面的に禁止するものではない、こんな表現になつとるわけだね。じゃあ、文科省から都道府県に来て、鳥取県からはどういった形で市の教育委員会のほうには来ておるんですか。それで県のスタンスって、これでは禁止するものではない、禁止するものではないけれども、じゃあ、その後どうなんだっていう疑問が湧くんだけど、そこら辺りの考え方。私は前段言ったんだけど、私は地区公民館だったらできんのじゃないかって言ったんだけど、佐治は別だって言われるから、それはそれとして理解するけれども、この地区公民館、今後の地区公民館の関係について、この米印のこの文科省からの関係についてちょっと教えてください。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 この文科省からの通知の内容でございます。鳥取市のほうには平成30年12月に届いております。これが国から県に来ております。これが、同じ内容が鳥取市のほうにも届いているという内容でございます。こちらのほうに書いておりますけど、営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないということが書いてあります。例えば具体的に言いますと文化祭とか、何とか祭りとかで公民館がされるときに、お金を取って何か料理というか、食べ物とかを提供したときのお金のやり取り、こういった営利活動にはならないと思うんですけど、そういうことについては問題ないですよというようなことがこちらのほうに書いてあるということでございます。

あと、公民館のほうも地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう必要な指導・支援をお願いしますというようなことで通知をいただいているところでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 じゃあ、鳥取市として、協働推進課も絡んでくる話なんだけど、明確にきちっとした線引きというのはこれからされるんですか。このこういう表現だと非常に曖昧な表現

になつともんで、考え方の統一性を持たせないけんじゃないですか。そこら辺りについては、何が教育委員会レベルだけの話じゃない、協働推進課の絡む話なもんで一定の基準っていうんか、明確なやっぱり考え方っていうのは今後示していこうとされているのかどうなのか、そこら辺りお伺いします。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。現在のところ教育委員会のほうではそういった基準は設けてないんですけど、協働推進課のほうでは、公民館の手引とかいうことで毎年作成されております。そちらのほうにちょっと今、確認はできてないんですけど、そちらのほうに書かれている可能性もあると思います。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

市指定文化財三角山神社本殿の火災について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、引き続き市指定文化財三角山神社本殿の火災についての御報告をお願いいたします。佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。私のほうからは市指定文化財三角山神社本殿の火災について御報告させていただきます。

まず、資料の修正をお願いいたします。資料の一番下の行、今後の対応のところですけども、文化財審議会・所有者等と文化財介助及びというふうになっております。こちら介助の文字を、効力を証明させる意味の解除に修正をお願いいたします。

それでは報告をさせていただきます。2月14日に神社所有者より文化財課に連絡があり、市の指定文化財である三角山神社本殿が火災により全焼したことが判明いたしました。焼失前の三角山神社本殿は用瀬町用瀬の三角山山頂にある江戸時代の弘化2年西暦1845年に建てられた社殿でございます。昭和51年に当時の用瀬町が町の文化財に指定し、市町村合併によりまして鳥取市の指定文化財に引き継がれました。21ページのほうに焼失前の上段が覆屋のない社殿でございます。それと下のほうが覆屋を覆っている社殿の状態、この写真を掲載しております。

被災状況でございますけども、本殿及び本殿を保護するための覆屋が全焼しておりました。被災の判明した経過ですけども、2月12日に登山者から用瀬町総合支所に社殿焼失の連絡があり支所のほうから宮司、氏子総代に連絡を行いました。翌日、消防・警察の実況見分がありまして全焼が確認されております。14日に用瀬の地域振興課と文化財課で所有者に状況を聞き取り翌日改めて所有者と文化財課職員等で現地を確認し、部材等の残存物が残っていないことを確認しております。焼失の状況につきましては22ページのほうに写真を掲載しております。出火原因につきましては所有者の聞き取りや消防による実況見分などによりましても、原因は不明ということでございます。今後の対応といたしまして鳥取市の文化財審議会や所有者等と市の指定文化財について今後の取扱いについて協議するということになっております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 今後の対応なんですけれども、これ文化財の解除についての協議をしなければならぬってことなんですけれども、これはいわゆる本殿が文化財になってたということだろうと思うんで、となってくれば焼失して失ってしまったら、もう文化財ではないわけですね。となれば、これは解除をするしか、私、素人だから分からんけども、それしかないのかなということ。

それからもう1点は、これ地元で管理されてたわけですから、復興等々についてはどこの神社さんもその氏子さんがいわゆる火災保険に入ってやっってるのがほとんどだと思うんで、だから、市がこれに関わるっていうのは、要するにいわゆる文化財としての、なくなったわけだからこの解除だけの話に、審議会の中での話になろうと思うんだけど、そういう方向でいくんじゃないかなと思うんだけど、ちょっとその辺り説明をお願いします。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。上杉議員から御指摘ございましたとおり、文化財としましては、このいわゆる本殿のみが文化財の指定でございました。文化財としては建物がなくなってしまった以上解除というのはやむを得ないという考えではこちらとしてはおりますが、指定解除の流れといたしましては、まず、所有者のほうから滅失の届けを出していただきまして、その届を受けまして文化財審議会のほうで解除について確認をしていただいて、それから教育委員会で解除についての告示を行うという流れになっております。

再建につきましては、文化財として解除されますと、国、県、市の文化財でございましたら、建設に当たりまして2分の1の補助というのが、建設というか修繕とかにつきましては補助がございますが、文化財を解除されてしまいますと、そういった補助は受けられないことになっております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

「鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）」の策定について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に「鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）」の策定についての御報告をお願いします。長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館長本でございます。そうしましたら資料のほう23ページのほうになります。4のほうのスケジュールのほうですけれども、⑤で12月9日におきまして、前回、市議会文教のほうで計画の策定状況等につきまして御説明させていただいたところでございます。⑦のところでございますけれども12月20日から1月14日にかけて市民政策コメントのほう実施させていただきまして、7名18件のほうの意見をいただいております。御意見いただいた方というのは特別支援学校の教職員の方であるとか、障がい者支援の機関の職員の方、それから当事者の保護者の方など7名の方からの御意見いただきました。

主な内容としましては視覚障がい者等のということで、等というのなかなか分かりづらいではないかということで、具体的な表記が必要ではないかということで改めて本文のほうにその具体的な表記のほう、載せさせていただいております。また、図書館が進めている取組についてはもう少し具体的に書く必要があるのではないかということで、点字の大活字コーナーであるとか、視聴覚コーナーとかを設置しているとかいった表現のほう加えさせていただいております。また、1月にありました補正につきまして、電子書籍のほうは予算のほうが計上されたということで、最初のほうは電子書籍の検討という表現にしておりましたけれども、具体的に進むことになりましたので、電子書籍の導入をとということでの表現に変更させていただいたりということで、御意見をいただいたものとか、予算の計上に伴いまして計画の中身のほう変更させていただきまして、今月の2月2日にごございました第3回の図書館協議会におきまして最終案のほうを決定した運びになっております。今後のスケジュールとしましては、本日2月25日市議会文教のほうで最終的な案のほう御報告をさせていただいております。さらに来週2月28日におきましては、定例教育委員会におきまして、この最終の計画案のほう御説明するという形になります。そして3月入りまして最終的に市長への報告をさせていただきまして計画の決定ということを運びにしております。決定した際には冊子のほうを作成させていただいたり、それからホームページのほうに掲載するなど、広く啓発のほうを努めていきたいと思っております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。委員の皆様から質疑、御意見などございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございます。

それでは文教経済委員会を閉会します。しばらく休憩させていただきたいと思います。再開時刻は午後1時10分再開で文教経済分科会を行います。

午後0時4分 閉会

文教経済委員会・ 予算審査特別委員会 文教経済分科会 日程

日時：令和4年2月25日（金）10：00～

場所：7階 第2委員会室

教育委員会 (10：00～)

----- <文教経済委員会> -----

◎議案（先議分）【説明・質疑・討論・採決】

議案第23号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第15号）【所管に属する部分】

議案第63号 工事請負契約の変更について

◎議案【説明】

議案第45号 鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第52号 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎報告

報告第2号 専決処分事項の報告について

協働のまちづくりガイドラインの策定等について

市指定文化財三角山神社本殿の火災について

「鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）」の策定について

----- <予算審査特別委員会 文教経済分科会> -----

◎議案【説明】

議案第5号 令和4年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】